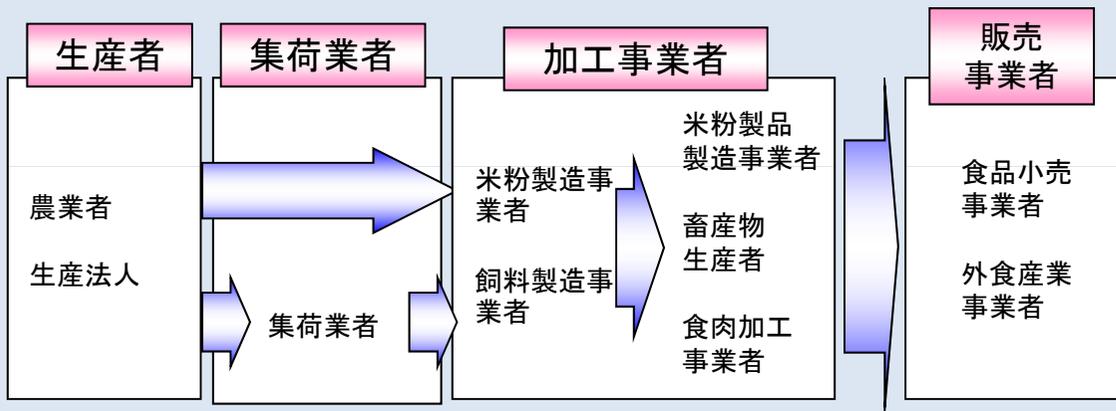


交付事務、新規需要米の横流れ防止、統計整備の一体的実施

- モデル対策では、**新規需要米**について、生産者と米粉・飼料の製造事業者等との間で、**安定的な取引関係の確立が交付要件**。全国的な動きが把握できる国が交付事務を担い、適切に要件審査する必要。
- 需給調整の対象外である**新規需要米**については、**主食用米への横流れを防止**することが不可欠。横流れは事故米の例を見ても県域を越えて生じることが多い。**食糧法や米トレーサビリティ法**に基づき、横流れが生じたときは、**適切に改善命令、立入検査等の法的措置を発動**するとともに、**迅速に交付金の返還**を求める必要があり、国が、**全国の新規需要米の生産情報を把握**する必要。
- 制度設計においては、**正確な生産費、収穫量等の統計データが不可欠**。国の現場組織が、交付事務と、統計調査を一体的に担うことにより、**地域の実情に応じた制度設計、効率的な統計整備が可能**。

新規需要米の流通ルート



食糧法に基づく措置

用途限定米穀を保管する場合には、他の米穀との明確な区分管理、当該米穀を出荷販売する場合には、包装への用途表示・需要者への直接販売が必要

米トレサ法に基づく措置

米・種もみを出荷・販売、入荷・購入、移動、廃棄した場合には、記録(品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途等)の3年間保存が必要

制度設計と統計調査の連携のイメージ

